

第 3 5 6 回 兵庫縣議會議案 說明資料

【予算關係】

1 令和 3 年度 12 月補正予算

歳出予算 2

令和 3 年 12 月
農 政 環 境 部

令和3年度 12月補正予算 【農政環境部関係】

I 補正予算編成の考え方

高病原性鳥インフルエンザ対策

まん延防止や発生予防対策、影響を受けた養鶏農家等への経営支援対策及び風評被害対策を実施

II 補正予算の規模

区分	今回 補正額	財源内訳 (単位：百万円)				
		国庫		特定	起債	一般
		地方創生 臨時交付金	その他 補助金			
一般会計	197	0	96	0	0	101
農林水産資金特別会計	1	0	0	1	0	0
合計	198	0	96	1	0	101

〈施策体系別〉

(単位：百万円)

区分	補正額	財源内訳				
		国庫		特定	起債	一般
		地方創生 臨時交付金	その他 補助金			
1 高病原性鳥インフルエンザ対策	198	0	96	1	0	101
(1) まん延防止・発生予防対策	192	0	96	0	0	96
① 発生養鶏場の殺処分・消毒の実施	147	0	72	0	0	75
② 制限区域等の出入車両及び 県内全養鶏場の消毒の実施	41	0	24	0	0	17
③ 死亡野鳥の鳥インフルエンザ検査等の実施	4	0	0	0	0	4
(2) 経営支援対策	3	0	1	1	0	1
① 採卵・肉用鶏農家への支援	1	0	1	0	0	1
② 経営安定化資金の創設	2	0	0	1	0	1
③ 関連中小企業への資金繰り支援		既定の融資枠で対応 (産業労働部)				
(2) 風評被害対策	3	0	0	0	0	3
① 総合相談体制の整備		既定予算で対応				
② 県産鶏肉・鶏卵の安全性PRの実施	3	0	0	0	0	3
合計	198	0	96	1	0	101

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上と合計が一致しない場合がある

Ⅲ 事業の概要

高病原性鳥インフルエンザ対策 198,000 千円
(国庫 96,000、特定 1,000、一般 101,000)

1 まん延防止・発生予防対策 192,000 千円
(国庫 95,500、一般 96,500)

(1) 発生養鶏場の殺処分・消毒の実施 147,000 千円
(国庫 71,500、一般 75,500)

高病原性鳥インフルエンザの患畜が確認された養鶏場の全家畜の殺処分と消毒の実施により清浄化

(単位：千円)

区分		負担割合	所要額
資材購入・リース経費	防護服、仮設テント等	国1/2、県1/2	93,000
	消毒薬、消石灰	国10/10	
職員動員経費		県10/10 (家畜防疫員 国10/10)	18,000
殺処分した鶏体等の処分(15万7千羽)		国1/2、県1/2	36,000
計			147,000

(参考：国等の直接執行による支援)

○ 殺処分した家畜等に対する手当金

高病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜を殺処分した場合等に、手当金として評価額の全額を交付

- ・手 当 額 患 畜：評価額に対して、手当金 1/3、特別手当金 2/3
疑似患畜：評価額に対して、手当金 4/5、特別手当金 1/5
飼料、鶏卵：評価額に対して、手当金 4/5、特別手当金 1/5
- ・交 付 方 法 国から所有者に直接交付
- ・負 担 割 合 国 10/10

(2) 制限区域等を出入りする車両の消毒 34,000 千円
(国庫 17,000、一般 17,000)

消毒ポイントを設置し、移動制限区域や搬出制限区域内外を通行する車両の消毒を実施

- 設 置 箇 所 5カ所
- 設 置 期 間 29日間(11月16日から移動制限区域解除日まで)
- 対 象 車 両 移動制限区域及び搬出制限区域内の養鶏場に出入りする飼料運搬車両等
- 負 担 割 合 国 1/2、県 1/2

(3) 県内全養鶏場の消毒の実施

7,000千円(国庫7,000)

鶏舎内への高病原性鳥インフルエンザウイルス侵入を防止するため、県内全養鶏場の鶏舎周囲に消石灰・液体消毒薬を散布

- 内 容 県が消毒のための資材(消石灰等)を一括購入して農場配布
家畜保健衛生所が消石灰等の散布を巡回確認
- 対象農家 県内すべての家きん飼育者(400カ所)
- 実施回数 1回
- 負担割合 国10/10

(4) 死亡野鳥の鳥インフルエンザ検査等の実施

4,000千円(全額一般)

家畜等への鳥インフルエンザの感染を予防するため、全県での監視を強化し、死亡野鳥への検査や糞便採取調査等を実施

- 内 容 ・全県での死亡野鳥の監視・回収及び検査の実施(280回)
・糞便採取調査の実施(4回)

2 経営支援対策

3,000千円(国庫500、特定1,000、一般1,500)

(1) 採卵鶏農家への支援

500千円(国庫250、一般250)

出荷制限に伴う鶏卵の売上減少額、保管費・輸送費等の増加額を支援

- 対象農家 出荷制限対象の農家
- 対象経費 平均価格と実際の販売価格との差額、保管費・輸送費等の増加額を支援
- 負担割合 国1/2、県1/2

(2) 肉用鶏農家への支援

500千円(国庫250、一般250)

① 鶏肉の価値減少への支援

400千円(国庫200、一般200)

出荷制限に伴う肉用鶏の価値減少相当額を支援

- 対象農家 出荷制限対象の農家
- 対象経費 平均価格と実際の販売価格との差額
- 負担割合 国1/2、県1/2

② 出荷遅延による飼料代の増加への支援

100千円(国庫50、一般50)

出荷制限に伴う肉用鶏の飼料代増加額を支援

- 対象農家 出荷制限対象の農家
- 対象経費 出荷遅延に伴う飼料代増加額
- 負担割合 国1/2、県1/2

(3) 経営安定対策資金の創設

2,000千円

農林水産資金特別会計 1,000(全額一般会計繰入金)
一般会計 1,000(全額一般財源)

高病原性鳥インフルエンザの発生により影響を受ける養鶏農家等に対して、経営の安定を支援する融資制度を創設

① 移動制限・搬出制限区域内の農家に対する支援

国制度(経営再開資金、経営継続資金)において、県単独制度による利子補給を実施するとともに、経営継続資金について、経営再開資金の融資限度額を下回らないように美しい村づくり資金(災害資金)を拡充して国制度を補完する資金を創設

区分	国制度(畜産特別資金)		県単独制度
資金名	家畜疾病経営維持資金		美しい村づくり資金(災害資金) 【知事特認】 鳥インフルエンザ対応
	経営再開資金	経営継続資金	
融資対象	鳥インフルエンザの発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者(発生農家)	鳥インフルエンザの発生に伴う家畜及び畜産物の移動・搬出制限等により経営継続が困難になった者(発生農家以外)	移動及び搬出制限により経営維持が困難になった者で、国制度(経営継続資金)の融資限度額(52千円/100羽)を超える資金を必要とする者
資金使途	飼料費、ヒナ購入費、雇用労賃、その他経営の再開・継続に必要な経費		同左
融資限度額	(個人) 2千万円 (法人) 8千万円	52千円/100羽	(個人) 国制度と合わせて2千万円まで (法人) 国制度と合わせて8千万円まで
融資期間 (据置期間)	7年以内 (3年以内)		7年以内 (2年以内)
融資利率	当初3年間：無利子 4年目以降：0.30%		当初3年間：無利子 4年目以降：0.30%
貸付利率 ・ 基準金利	0.8% (家畜疾病経営維持資金の貸付利率)		1.10% (基準金利)
利子補給	当初3年間：0.80% 4年目以降：0.50%		当初3年間：1.10% 4年目以降：0.80%
	県負担	当初3年間：0.54% 4年目以降：0.34%	当初3年間：0.60% 4年目以降：0.40%
	市町負担	当初3年間：0.26% 4年目以降：0.16%	当初3年間：0.50% 4年目以降：0.40%
利子補給方式	融資機関に利子補給		同左
融資機関	J A、県信連、銀行等		J A、県信連等

※債務保証有り、担保・保証人不要

② 移動制限・搬出制限区域外の農家に対する支援

美しい村づくり資金(災害資金)の要件を緩和して融資制度を拡充することで、鳥インフルエンザ対応資金を創設

区分	県単独制度	
資金名	美しい村づくり資金(災害資金) 【通常】	
	現 行	鳥インフルエンザ対応
融資対象	天災、病虫害又は家畜の伝染性疾病による被害損失額がその者の平年における農業総収入のおおむね30%以上である旨の市町長の被害認定を受けた場合	鳥インフルエンザの発生に伴う風評被害等の経済的影響を受けた養鶏農家等で、次の被害を受けた者 A/B ≥ 10% A：直近1ヶ月間の販売減少額 B：平常時6ヶ月間の月平均販売額
資金用途	飼料費、ヒナ購入費、雇用労賃、その他経営の再開・継続に必要な経費	同左
融資限度額	(個人) 5百万円 (法人) 1千万円	(個人) 1千万円 (法人) 4千万円
融資期間 (据置期間)	5年以内 (1年以内)	同左
融資利率	0.30%	同左
基準金利	1.10%	同左
利子補給	0.80%	同左
県負担	0.40%	同左
市町負担	0.40%	同左
利子補給方式	融資機関に利子補給	同左
融資機関	J A、県信連等	同左

※債務保証有り、担保・保証人不要

③ 債務負担行為の設定

経営安定対策資金について、利子補給、損失補償にかかる債務負担行為を設定

区分	利子補給	損失補償
畜産特別資金	○	—
美しい村づくり(災害資金)	○	○

※ 畜産特別資金については、国制度(家畜疾病経営維持資金)において、損失補償を設定(県は国への上乗せ利子補給のみ)

(参考：中小企業者への資金繰り支援（産業労働部）)

(既定の融資枠で対応)

高病原性鳥インフルエンザの発生により影響を受ける卵卸売業等関連中小企業者の資金繰り支援として、経営円滑化貸付の融資申込み要件の弾力的運用を実施

区分	経営円滑化貸付
融資申込要件	(現行) 1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合等で、最近3ヶ月間の売上額が前年同期に比べ5%以上減少している者等
	(高病原性鳥インフルエンザ関連中小企業者) 1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合等で、 <u>最近1ヶ月間</u> の売上額が前年同期に比べ5%以上減少している者
融資利率	0.8%
融資限度額	1億円
融資期間 (据置期間)	10年 (2年)
適用期間	令和4年3月末融資実行分まで

3 風評被害対策

3,000千円
(全額一般)

(1) 総合相談体制の整備 (既定経費対応)

飼養農家等からの防疫対策や経営相談等にワンストップで対応する相談窓口を設置

- 設置場所 姫路農林水産振興事務所(令和3年11月17日開設済み)
- 相談時間 9時から17時まで(月曜日から金曜日(祝祭日除く))

(2) 県産鶏肉・鶏卵の安全性PRの実施 3,000千円(全額一般)

県産鶏肉・鶏卵の安全性に関する情報を発信

- 内容 SNS等による発信、チラシやポスター等の作成・配布
- 所要額 3,000千円